



農業委員会 第26号

だより

たがみ



■ 令和2年1月17日発行

■ 発行／田上町農業委員会

■ 発行人／会長 小林 俊一

TEL 57-6226

■ 印刷所／阿部印刷株式会社



11月3日 第27回田上町産業まつり

ごあいさつ



田上町農業委員会
会長 小林 俊一

新年明けましておめでとうございます。

昨年においては、県内の米の作況指数が100と平年並みでしたが、コシヒカリの一等米比率が20%台と等級が悪く、農家にとっては最悪の結果になりました。毎年出穂の時期に猛暑が続くようであれば、今後、田植えの時期やコシヒカリ以外の品種の作付けも考えなければと思うところです。

田上町でも農業者の高齢化が進み、これからは地域や各生産組合などが話し合いを進めることで、安定した農業経営基盤を作り、若い担い手に信心をもつてもらう必要があると思います。

人・農地プラン及び農地利用の最適化について、町・JA等関係機関と連携し、農業委員会も一体となって取り組み、町の農業発展に微力ながらお手伝いができればと思つております。

最後に皆さまのご健勝とご多幸を祈念し新年の挨拶いたします。



1日目は、紀の川市の㈱阪中緑化資材でトマトの低段密植栽培を研修しました。慣行栽培で10アール当たり20000株に対し、約3倍の6000株で一段3個の三段取りで一作当たり5～6トン、年三作を目標としています。また、鳥居型架台と空中ポットシステムを使用することにより、土壌障害や連作障害が起きず、簡単に原状回復をすることができます。

これにより低段栽培を行うことで、専用大型ハウスを必要とせず、高さ3メートル程度の水稻育苗ハウスの空いた時期にも栽培する

1日目は、紀の川市の㈱阪中緑化資材でトマトの低段密植栽培を研修しました。慣行栽培で10アール当たり20000株に対し、約3倍の6000株で一段3個の三段取りで一作当たり5～6トン、年三作を目標としています。また、鳥居型架台と空中ポットシステムを使用することにより、土壌障害や連作障害が起きず、簡単に原状回復をすることができます。



トマトの低段栽培



会長代理
須佐 剛

10月
23～25日

◆ 株式会社 阪中緑化資材（和歌山県紀の川市）
◆ J.A.紀南（和歌山県田辺市）

農業委員会視察研修報告



阪中社長による説明

ことができ、他にも日射比例式灌水コントローラと専用灌水チューブを使用することで裂果が少なく、糖度の高い高品質なトマトを生産することができます。



可能となります。

ウスの使用が可能なため、農家にも有利な新技術ではないかと感じました。また、この栽培方法においては、消費者の要望に応えるべく品種の切り替えが可能であり、販売面においても有利だと思いました。

農地転用は許可が必要です！



◆ 農地転用とは…

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆ 自分の農地を転用するとき

農地法第4条許可が必要です。

農地の所有者が申請します。

◆ 農地の売買や貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

※申請にあたっては、事前に農業委員会へご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。



転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。また、農業委員会では農地パトロールを実施し、現地調査を行っています。

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円 年8,400円(税込)

■購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
FAX 03-3261-5132
✉ gyomu@nca.or.jp
<http://www.nca.or.jp/shinbun>



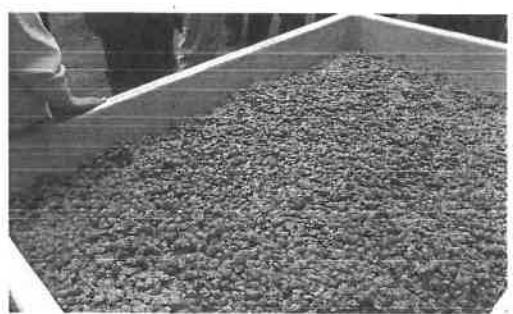
傾斜地に広がるみかん畠

2日目は、JA紀南での研修でした。まず、みかんと梅の農場へ案内されました。機械が使えそうにない急勾配で、足を滑らせたら下まで落ちそうになるほど農地で、驚かされました。さらにこの地区では後継者不足の心配はないとのことで、再度驚きました。

続いて、梅干し加工場を見学しました。樹上で完熟し、自然落下した梅を選別し、20%の塩で漬け込み、天日干しした梅干しをJAが検査と微生物検査をした後、専用の調味液に漬け込み、農家から買い入れ、理化学を検査し、手作業でパック詰めします。さらに金属検査や重量チェック等一重三重に確認することで、常に安定した商品を生産していました。

このように、一次加工を農家が行うことでの収入を増やし、検査を厳しくすること、「南高梅」というブランドを確立しているのだといました。

農家とJAが連携し、おいしく安心、安全なものを生産する努力を感じることができ、有意義な視察研修となりました。



天日干しした梅干し

各種申請書の
締切は毎月15日

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請ならびに、利用権設定等の審議となりますので、締切後の提出は翌月15日(土日祝日の場合は前日)が締切です。申出書の受付は、毎月15日(土日祝日の場合は前日)が締切です。

相続等により
農地を取得した方
届出が必要です

届出様式は、町のホームページからダウンロードできます。農業委員会事務局もありますので、該当する方は、忘れずに提出しましょう。

平成30年度利用権設定等の実績

(H30. 4. 1~H31. 3. 31)

利用権 設 定	新 規	14件	147,247.42m ²
	再設定	173件	972,342.51m ²
利用権移転		1件	2,703.00m ²
所有権移転		5件	12,112.00m ²

平成31(令和元)年農地の移動状況

(H31. 1. 1~R1. 12. 31)

農地法第3条	8件	6,169.00m ²
農地法第4条	—	—
農地法第5条	14件	6,193.73m ²
事業計画変更	2件	594.00m ²
適用外等	1件	106.00m ²
農地法による届け出 (相続・解約等)	364件	320,505.22m ²

終身年金で
安心!

農業者の方は、國民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を！

農知つて得する 業者年金



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料補助**

ポイント

3

加入で大きな節税効果！
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

